

## 学童クラブ事業に関する新たな利用料金体系について

本市の学童クラブ事業では、平成14年度に利用料金制を導入して以来、主に利用世帯の所得に応じた料金体系を採用しています。

しかしながら、現在の料金体系は、利用時間の長い土曜日や長期休業期間の利用の有無に関わらず同一の料金となること、下館時刻を踏まえた時間区分となっていないこと等、利用実態を考慮しきれていない課題があります。

そこで、配慮が必要な世帯への支援は行いながら、利用実態に応じた、子育て世帯にとってより分かりやすく使いやすい料金体系となるよう、新たな料金体系の構築を図ってまいりますので御報告します。

### 1 本市の学童クラブ事業について

#### (1) 事業概要

児童福祉法の定める放課後児童健全育成事業に位置付けられるものであり、ひとり親家庭、両親の共働き家庭その他の事情で昼間留守になる家庭の小学生児童を対象として、放課後の安心安全な居場所づくり及びすこやかな育成を図るため、児童館や学童保育所などで概ね次のとおり実施しています。

【実施日】日曜日・国民の祝日・年末年始を除く毎日

【実施時間】月曜日～金曜日 学校下校時～午後6時30分  
土曜日及び学校の長期休業期間 午前8時～午後6時30分

#### (2) 料金体系（現行）

利用する世帯の所得に応じた11段階の料金体系としています（下表）。

区分	課税等の状況	午後6時までの利用		午後6時30分までの利用		
		1人目	2人目以降	1人目	2人目以降	
A	被生活保護世帯、及び中国残留邦人に対する支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	
B	所得税及び市府民税非課税世帯	1,600円	900円	1,700円	1,000円	
C	市府民税のみ課税世帯	3,000円	1,700円	3,200円	1,900円	
D1	世帯の所得税課税額	1万円未満	4,600円	2,400円	4,900円	2,600円
D2		1万円以上2万円未満	5,600円	2,800円	5,900円	3,100円
D3		2万円以上3万円未満	6,600円	3,300円	7,000円	3,700円
D4		3万円以上6万円未満	7,300円	3,600円	7,900円	4,200円
D5		6万円以上10万円未満	8,400円	4,500円	9,200円	5,300円
D6		10万円以上20万円未満	9,300円	5,000円	10,100円	5,800円
D7		20万円以上40万円未満	9,800円	5,200円	10,600円	6,000円
D8		40万円以上	10,300円	5,400円	11,100円	6,200円

#### (3) 運営団体への委託料と利用料金との関係

本市の学童クラブ事業は、指定管理や委託等により社会福祉法人等が運営しています。

利用料金は、本市ではなく、各運営団体において決定・収入しており（利用料金制）、各運営団体には、総事業費から利用料金収入を差し引いたものを委託料として支出しています。

このため、利用料金の増減は、本市の歳入ではなく、委託料の形で本市の歳出の増減に影響することとなります。

## 2 現在の料金体系の課題

### (1) 受益と負担のバランスや公平性

現在の料金体系は、所得に応じて細分化した料金設定としており、主に低所得世帯の子育て支援に資する一方で、開所時間の長い土曜日や長期休業中の利用の有無に関わらず同じ利用料金を適用しているため、利用量と利用者負担とのバランスや利用者間での公平性に課題があります。

### (2) 煩雑な料金算定

現在の利用料金の算定には所得税額を用いており、毎年の課税状況を確認するために市・府民税課税証明書や源泉徴収票・確定申告書の写しを運営団体に提出する必要があり、利用者にとって負担が生じています。また、昨今の利用児童数の増加傾向の中、複雑な算定事務を行う運営団体にとっても負担となっています。

## 3 新たな料金体系の視点

次の視点を柱に前項に掲げた課題の解消を図りながら、子育て世帯にとってより分かりやすく使いやすい料金体系としてまいります。

### 視点1 利用実態に見合った料金体系への転換

現在の所得に応じた料金体系を、低所得世帯等への配慮は継続しつつ、利用実態に見合った基本額を設定し、より分かりやすい料金体系への転換を図ることにより、受益と負担のバランスや公平性を確保します。

### 視点2 配慮が必要な世帯に対して基本額から軽減

低所得世帯に加えて、ひとり親世帯や多子世帯等の配慮が必要な世帯に対し、財源を再配分することで、基本額からの軽減を図ります。

## 4 新たな料金体系の内容

### 視点1 利用実態に見合った料金体系への転換

#### (1) 基本額の導入

所得に応じた料金体系を改め、月額の基本額を導入することにより、分かりやすい料金体系を確立するとともに、料金算定に際しての利用者及び運営団体の負担を軽減します。

#### (2) 利用量に応じた区分の設定

利用量に基づき、次の区分を設定することにより、利用実態を反映した料金体系とします。

【利用日】・平日のみ

- ・平日＋土曜日
- ・学校の長期休業期間(8月)

【利用時間】・午後5時まで(多くの子どもが下館する集団下館まで)

- ・午後6時30分まで

#### (3) 放課後ほっと広場

放課後ほっと広場についても、料金体系を転換するとともに、現在の運用と同様、通常の料金体系の6割程度の額とします。

## 視点2 配慮が必要な世帯に対して基本額から軽減

### (1) 低所得世帯及びひとり親世帯に対する支援

基本額に対する減免措置を設けます。

低所得世帯(生活保護世帯等, 市府民税非課税及び均等割のみ課税世帯, 市府民税のみ課税世帯)については, 原則, 現在の利用料金水準とします。【減免①②③】

また, 新たに就学援助世帯及びひとり親家庭等(ひとり親家庭等医療受給世帯)を対象とした減免措置を設けます。【減免④】

なお, 現行C階層のうち, ひとり親家庭又は障害のある方がいる世帯については, B階層へと減免区分を引き上げていましたが, 学童クラブ事業独自の措置であることから, 他制度との均衡を考慮し, 当該措置を廃止します。ただし, 激変緩和のため経過措置を設けることを検討します。

同様の世帯に対する現行B階層からA階層への引上げは継続します(減免②から減免①へ)。

### (2) 多子世帯に対する支援

同時利用のきょうだい児について, これまでは2人目以降の利用料金を1人目の6割程度としていたところ, 2人目を半額, 3人目以降を無料とし, 多子世帯への支援を充実します。

### (3) その他の世帯に対する配慮

基本額に移行する世帯への配慮として, 利用実態に合わせて午後5時までとした基本額について, 現在の最大上限額より低く設定するとともに, 利用量に応じた加算額についても, 加算幅を抑えています。

また, 基本額への移行に伴う影響が特に大きいD1, D2階層(所得税課税額2万円未満)の世帯に対しては, 激変緩和のため経過措置を設けることを検討します。

## 5 新たな料金体系(案)

利用区分			平日のみ		平日+土曜		長期休業中 (一律)	
			午後5時まで	午後6時30分まで	午後5時まで	午後6時30分まで		
基本額(月額)			1人目	9,000円	11,000円	11,000円	12,000円	13,000円
			2人目	4,500円	5,500円	5,500円	6,000円	6,500円
			3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
減免	①	生活保護世帯等	全員	0円	0円	0円	0円	0円
	②	市府民税非課税世帯 均等割のみ課税世帯	1人目	1,600円	1,700円	1,600円	1,700円	1,700円
			2人目	800円	900円	800円	900円	900円
	③	市府民税のみ課税世帯	1人目	3,000円	3,200円	3,000円	3,200円	3,200円
			2人目	1,500円	1,600円	1,500円	1,600円	1,600円
	④	就学援助世帯 ひとり親家庭等医療受給世帯	1人目	5,000円	6,000円	6,000円	6,500円	7,000円
2人目			2,500円	3,000円	3,000円	3,300円	3,500円	

※1 同時利用のきょうだい児について, 2人目を半額, 3人目以降を無料とします。

※2 学童クラブ事業は, 利用者1人当たり月額で約18,000円(令和元年度決算ベース)の運営経費を要しています。

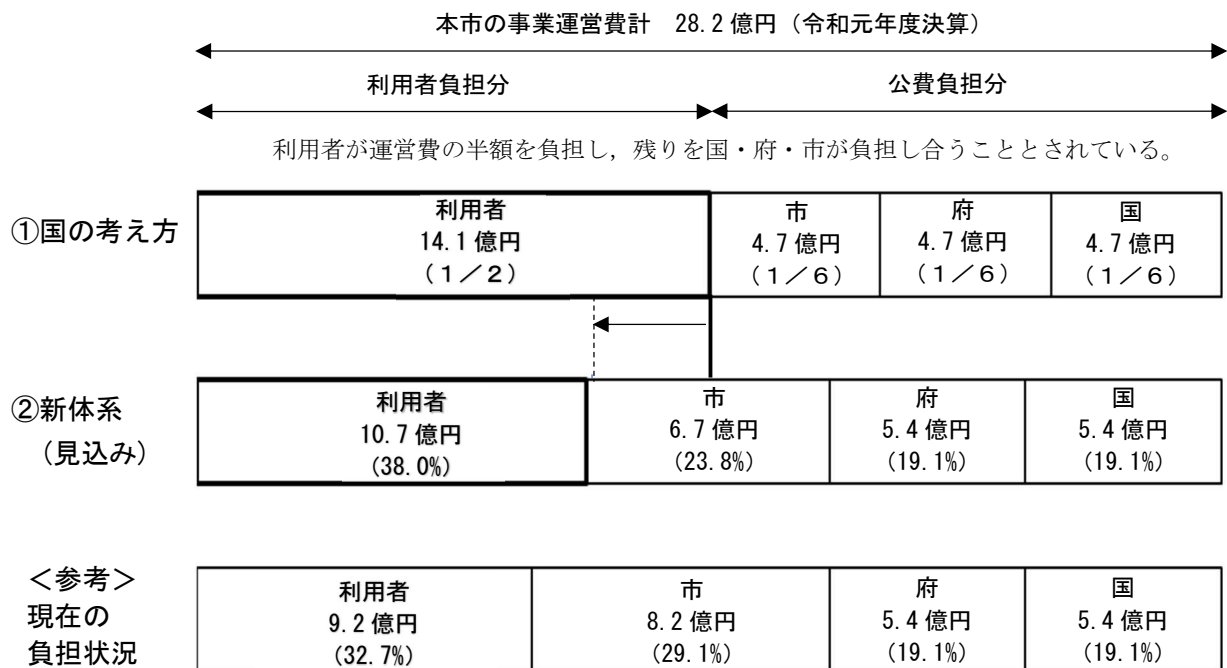
## 【新旧料金体系の対応イメージ】

旧区分	新区分	(対象となる世帯)
A	減免①	「生活保護世帯等」で変更なし
B	減免②	「市府民税非課税世帯」に加え、新たに「均等割のみ課税世帯」を対象
C	減免③	「市府民税課税世帯」かつ「所得税非課税世帯」で変更なし
D	減免④	新たに「就学援助世帯」「ひとり親家庭等医療受給世帯」を対象として設定
	基本額	新たに設定

## 6 事業費の負担割合に関する国の考え方と新たな料金体系の利用者負担の割合（見込み）

国の考え方では、学童クラブ事業に要する事業費のうち、利用者が5割、残り5割を国・府・市が折半することとされています。【下図①】

国の考え方を厳格に適用すれば、差額となる5億円を利用者負担として上乗せすることとなり、利用世帯にとって大きな負担増となるところ、財源を再配分して引き続き負担軽減を行い、利用者負担は事業費の約4割に留めます。【下図②】



## 7 京都市児童館及び学童保育所条例の改正

利用料金については、京都市児童館及び学童保育所条例により上限を定めていることから、令和3年9月市会において、京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を提案する予定です。

## 8 今後のスケジュール（予定）

令和3年9月市会	改正条例の付議
令和4年1月	令和4年度の利用受付を開始
4月1日	新たな料金体系での運用を開始

## 9 その他の検討事項について

### (1) 市外居住児童の利用料金のあり方

市外居住の利用者については、利用者側の都合により本市の学童クラブを利用しており、京都市民の税金で負担していることから、対象自治体と規約締結に向けて調整します。規約締結を行った場合は、居住地の自治体から施設所在地の自治体へ事務委託費を支出することで調整を行います。

なお、対象自治体と合意に至らない場合は、当該利用者に対し、利用料金に加えて、本市が負担している一人当たりの経費を徴収することとし、このための条例改正を、新たな料金体系の構築に伴う改正に併せて行います。

### (2) 事業形態のあり方の検討

本市の学童クラブ事業のうち、放課後ほっと広場や地域学童クラブについては、児童館や学童保育所で実施する同事業と比べて、それぞれ利用時間や利用料金などが異なっています。これらのあり方について、それぞれの成り立ちを踏まえたうえで、今後も引き続き検討を進めます。

## <参考>

### 1 放課後ほっと広場

児童館等による学童クラブ事業を実施していない地域（市内8箇所）において、「放課後まなび教室」との緊密な連携の下、小学校内で学童クラブ機能を有する事業を実施しています。

### 2 地域学童クラブ

児童館等による学童クラブ事業を実施していない地域等（市内16箇所）において、主体的に同事業を実施する社会福祉法人等に対し、本市から補助金を交付しています。

## 新たな利用料金体系に係る新旧対照表

(金額は全て月額)

		現在	見直し(案)
<b>応益性</b>			
曜日による区分		—	①平日のみ ②平日＋土曜日 ③長期休業
利用時間による区分		①18時まで ②18時30分まで ※18時30分まで開館時間を伸ばした際に設けたもの	①17時まで(～集団下館) ②18時30分まで ※利用実態に応じて時間と料金を設定
<b>利用料</b>			
基本的な体系		所得税に応じた8階層 (D階層：0～10,300円) ※18時まで利用の場合	基本額を設定 平日のみ <u>9,000円</u> 平日＋土曜 <u>11,000円</u> 長期休業 <u>13,000円</u> ※17時までの利用の場合
低所得世帯等への 配慮の方法	所得階層	所得階層	減免区分を設定
	A階層 (1)生活保護世帯 (2)中国残留邦人 (3)市府民税非課税世帯(B階層)に該当し、ひとり親家庭又は世帯に障害のある方がいる世帯	A階層	減免区分①  同左
	B階層 (1)市府民税を課されている者の属していない世帯 (2)市府民税のみ課税世帯(C階層)に該当し、ひとり親家庭又は世帯に障害のある方がいる世帯	B階層	減免区分② (1)市府民税を課されている者の属していない世帯 (2)廃止  (3)均等割のみ課税世帯【新設】
	C階層 (1)市府民税を課されている者の属している世帯(所得税は非課税)	C階層	減免区分③  同左
	—		減免区分④※【新設】 (1)就学援助を受けている世帯 (2)ひとり親家庭等医療費支給制度受給世帯  ※減免区分③より高い設定
被災や保護者の失業等による家計急変への対応		急変後の収入等で再算定	世帯の状況を踏まえ、各減免区分を適用
多子世帯(きょうだい児)への対応		2人目以降は、6割程度の料金	2人目を「半額」 3人目以降を「無料」